

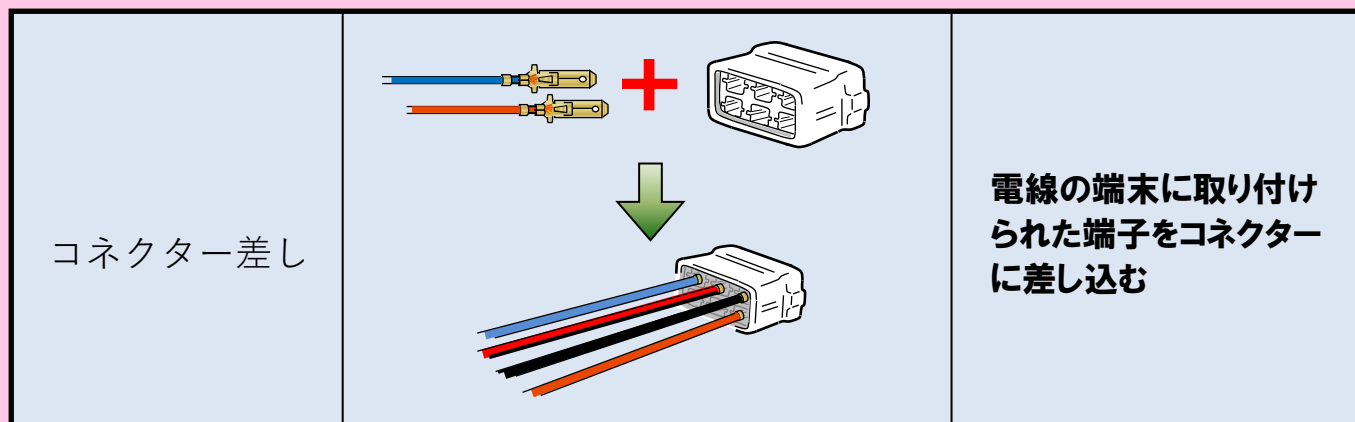
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業最低工賃

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃が下記のとおり改正され、**令和2年9月1日から**福島県全域に適用されます。**12**

対象業務	内容	金額
コネクタ一差	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタに	1端子につ 32銭

(備考) コネクタとは接続子であり、コネクタ一差しは、カプラー差し又は

対象業務略図



最低工賃についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせください。

福島労働局賃金室

福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
TEL 024-536-4604

福島労働基準監督署 024(536)4611
郡山労働基準監督署 024(922)1370
いわき労働基準監督署 0246(23)2255

会津労働基準監督署 0242(26)6494
白河労働基準監督署 0248(24)1391
須賀川労働基準監督署 0248(75)3519

喜多方労働基準監督署 0241(22)4211
相馬労働基準監督署 0244(36)4175
富岡労働基準監督署 0240(28)0170